

○高梁市介護福祉士養成奨学金貸付条例施行規則

平成24年3月30日

規則第22号

改正 平成26年3月7日規則第5号

平成29年3月21日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、高梁市介護福祉士養成奨学金貸付条例(平成24年高梁市条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の申請)

第2条 条例第3条の申請は、高梁市介護福祉士養成奨学金貸付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、連帯保証人2人が連署し、条例第2条第1号に規定する学校等(以下「学校等」という。)の長が発行する奨学生推薦書(様式第2号)、在学証明書(同号の養成施設にあっては受講証明書。以下「在学証明書等」という。)及び現住所を証明する書類を添え、市長が定める期限までに行わなければならない。

(連帯保証人の資格)

第3条 前条の連帯保証人は、次の各号のいずれにも該当する者2人とし、そのうち1人は高梁市介護福祉士養成奨学金(以下「奨学金」という。)の貸付けを受けようとする者の親権者又はこれに準ずるものでなければならない。

- (1) 成人であること。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人でないこと。
- (3) 奨学金の返還能力を有していること。

(貸付の決定及び通知)

第4条 市長は、申請書を受理したときは、奨学金の貸付けについて適否を審査し、奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく奨学生に通知するものとする。

(借入証書等)

第5条 前条第2項の通知を受け取った奨学生は、速やかに連帯保証人2人が連署した高梁市介護福祉士養成奨学金借入証書(様式第3号。以下「借入証書」という。)及び高梁市介護福祉士養成奨学金借入返還(変更)計画書(様式第4号。以下「借入返還計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 奨学生は、貸付けの決定を受けた年度の翌年度以降毎年4月に、その年度の借入予定額

を記載した借入証書及び当該借入予定額に係る借入返還計画書に在学証明書等及び現住所を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付の方法)

第6条 条例第6条の貸付けは、毎年度の各四半期の最初の月の末日(奨学金の貸付けを決定した年度の最初の四半期は、市長が別に定める日)までに、当該四半期分を、あらかじめ奨学生が指定した金融機関の口座に振り込んで行う。

(貸付の再開等)

第7条 市長は、条例第7条第2項の規定により奨学金の貸付けを停止していた場合において、奨学生が復学し、成業すると認めるときは、貸付けを再開するものとする。

2 第5条第1項の規定中「前条第2項」とあるのは「前項の規定による貸付の再開」と、前条の規定中「奨学金の貸付」とあるのは「前項の規定による貸付の再開」とそれぞれ読み替えて、前項の規定による貸付の再開の場合に準用する。

3 奨学生が学校等から短期大学又は大学(以下「大学等」という。)へ編入したときは、編入前の学校等の在学期間に、編入した大学等の正規の修学期間を加えた期間について、貸付けを行うものとする。ただし、貸付けを行う期間は、編入前の学校等の在学期間を含め5年間を限度とする。

4 奨学生が原級留置した場合において成業すると市長が認めるときは、正規の修学期間に加え、さらに1年間を限度として貸付けができるものとする。

(借入返還計画の変更)

第8条 奨学生は、借入返還計画書に記載した事項に変更があったとき又は変更しようとするときは、市長へ変更の内容を記載した借入返還計画書を提出し、その承認を受けなければならない。

(借用証書等)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、貸付けを受けた奨学金の全額について、連帯保証人2人が連署した高梁市介護福祉士養成奨学金借用証書(様式第5号)及び高梁市介護福祉士養成奨学金返還(変更)計画書(様式第6号。以下「返還計画書」という。)を、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 卒業等したとき。
- (2) 学校等を退学又は退所(以下「退学等」という。)したとき。
- (3) 奨学金の貸付けを廃止されたとき。
- (4) 奨学金の貸付けを辞退したとき。

(返還計画の変更)

第10条 奨学生であった者は、前条の返還計画書に記載した事項に変更があったとき又は返還計画書に記載した事項を変更しようとするときは、市長へ変更の内容を記載した返還計画書を提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の猶予)

第11条 条例第9条の規定により、奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、高梁市介護福祉士養成奨学金返還猶予(変更)申請書(様式第7号。以下「猶予申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により市長の承認を受けて奨学金の返還を猶予された者は、当該猶予された事由が変更又は消滅したときは、速やかに市長へ猶予申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の免除)

第12条 条例第10条の規定により奨学金の返還に係る債務の全部又は一部の免除を受けようとする者は、高梁市介護福祉士養成奨学金返還免除申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の免除の額等)

第13条 条例第10条第2項に規定する免除の額は、貸付けを受けた奨学金の額(その一部を返済しているときは、当該返済の額を除く。)から、条例第9条第1号に該当した期間を奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間で除した数値を乗じた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。)とする。

2 条例第10条第3項に規定する心身の故障その他特別の事情は、重度の心身の故障により就業ができない状態になったとき、又は天災、犯罪被害者その他の災害等により財産に重大な損害を被ったときとし、債務の免除の額は、市長がその都度定める。

(奨学金の返還特例)

第14条 奨学生又は奨学生であった者が、前条の規定に基づき、奨学金の返還に係る債務の額の一部免除を受けた後において、なお奨学金の返還に係る債務がある場合は、条例第8条の規定に準じて返還するものとし、その期間は、貸付けを受けた期間の3倍に相当する期間から奨学金の返還を行っていた期間を差し引いた期間を限度として、月賦、半年賦、年賦又は一括、分割により返還するものとする。

(異動届)

第15条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに異動届(様式第9号)

に、その事実を確認することができる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 卒業等したとき。
- (3) 休学、復学又は退学等したとき。
- (4) 進学又は原級留置したとき。
- (5) 停学その他の処分を受けたとき。
- (6) 本人、連帯保証人の身分その他重要な事項に異動のあったとき。

2 前項第1号の場合又は疾病等により、同項の届出ができないときは、連帯保証人又は後見人若しくは家族等が届け出るものとする。

(責務)

第16条 奨学生又は奨学生であった者は、学校等を卒業等した後の就職先の選定及び決定について、自らの責任において行うものとする。

2 奨学生であった者の内、奨学金の返還をしている者及び奨学金の返還の猶予を受けている者は、奨学金の返還が完了又は償還金免除の承認を受けるまでの間、毎年4月に現住所を証明する書類等を添えて、現住所届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月7日規則第5号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日規則第14号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

高梁市介護福祉士養成奨学金貸付申請書

高梁市長

様

高梁市介護福祉士養成奨学金の貸付けを受けたいので、高梁市介護福祉士養成奨学金貸付条例施行規則第2条の規定により申請します。

条例第2条に 規定する資格	(申請者)	氏名	印	生年月日：	年	月	日	
		住所						
		本籍						
		学校又は養成所の名称及び所在地						
		入学年月日	年 月 日			卒業予定年月日	年 月 日	
	(申請者以外)	氏名	印	生年月日：	年	月	日	
	住所							
	第3号の意思	有 無						
貸付金総額								円
貸付期間								年 月 日から 年 月 日まで
連帯保証人	氏名	印	年	月	日生	申請者との続柄		
	住所					職業		
	本籍					年収		
	氏名	印	年	月	日生	申請者との続柄		
住所					職業			
本籍					年収			
決定区分 <input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない								
許可条件又は理由								



様式第 3 号(第 5 条関係)

高梁市介護福祉士養成奨学金借入証書							
	年 月 日						
高梁市長 様							
借受人(奨学生)							
現住所 _____ 氏名 _____ 印							
連帯保証人							
現住所 _____ 氏名 _____ 印							
現住所 _____ 氏名 _____ 印							
次のとおり奨学金の借入れをします。つきましては、高梁市介護福祉士養成奨学金貸付条例、高梁市介護福祉士養成奨学金貸付条例施行規則その他関係法令に従い、高梁市介護福祉士奨学金借入返還(変更)計画書のとおり返還します。							
貸付決定番号	第 号						
貸付決定年月日	年 月 日						
借入金額等	年度末借入予定総額 円 [ 年度借入額 円 ] [ 年度借入予定額 円 ]						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">内訳</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">借入予定期間</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">借入金月額</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>	内訳	借入予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	借入金月額		円
	内訳	借入予定期間	年 月 日から 年 月 日まで				
借入金月額		円					
借入金月額 円							

様式第4号(第5条・第8条関係)

高梁市介護福祉士養成奨学金借入返還(変更)計画書

返還予定方法	返還予定期間	返還予定総額  円
月賦 半年賦 年賦 その他( )	返還予定開始年月  年 月	
	返還完了予定年月  年 月	
1回当たりの返還予定金額	月賦 ・ 半年賦 ・ 年賦 ・ その他( )  円	
上記計画のとおり返還し、貸付けを停止又は廃止されたときは、条例及び規則の規定により返還します。		
奨学生 住所 氏名 印 生年月日 年 月 日生		
備考		

様式第 5 号(第 9 条関係)

高梁市介護福祉士養成奨学金借用証書

収入印紙

年 月 日

高梁市長 様

借受人(奨学生)

現住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連帯保証人

現住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

現住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり奨学金を借用しました。つきましては、高梁市介護福祉士養成奨学金貸付条例、高梁市介護福祉士養成奨学金貸付条例施行規則その他関係法令に従い、高梁市介護福祉士奨学金返還(変更)計画書のとおり返還します。

貸付決定番号	第 号		
貸付決定年月日	年 月 日		
借入金	借入金総額 円		
	内訳	借用期間	年 月 日から 年 月 日まで
		借用月額 円	

様式第6号(第9条・第10条関係)

高梁市介護福祉士養成奨学金返還(変更)計画書 (表)

返還方法		返還期間		返還総額  円
月賦 半年賦 年賦 その他( )		返還開始年月 年 月		
		返還予定年月 年 月		
1回当たりの返還予定金額		月賦 ・ 半年賦 ・ 年賦 ・ その他( ) 円		
条例及び規則の規定により返還します。				
奨学生	氏名	印	生年月日	年 月 日生
	住所			
	学校等の名称			
連帯保証人	氏名	印	生年月日	年 月 日生
			奨学生との続柄	
	年収	万円	勤務先	
	住所			
	氏名	印	生年月日	年 月 日生
			奨学生との続柄	
	年収	万円	勤務先	
住所				
備考				



様式第7号(第11条関係)

年 月 日

高梁市長 様

高梁市介護福祉士養成奨学金返還猶予(変更)申請書

高梁市介護福祉士養成奨学金の返還猶予を受けたいので、高梁市介護福祉士養成奨学金貸付条例施行規則第11条の規定により申請します。

申請者	住所	
	氏名	印
貸付決定番号	第	号
貸付けを受けた期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
貸付決定金額		円
既に返還した金額		円
返還未済額		円
返還猶予の事由		
※以下は、申請者は記入しないでください。		
区分	<input type="checkbox"/> 承認する	<input type="checkbox"/> 承認しない
承認条件又は理由		

様式第 8 号(第 12 条関係)

年 月 日

高梁市長 様

高梁市介護福祉士養成奨学金返還免除申請書

高梁市介護福祉士養成奨学金の返還に係る債務の免除を受けたいので、高梁市介護福祉士養成奨学金貸付条例施行規則第12条の規定により申請します。

申請者	住所	
	氏名	印
貸付決定番号	第 号	
貸付けを受けた期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
貸付決定金額	円	
既に返還した金額	円	
返還未済額	円	
返還免除額		
返還免除の事由		
※以下は、申請者は記入しないでください		
区分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない	
承認条件又は理由		

様式第9号(第15条関係)

異動届

奨学生又は親権者

住所

氏名



高梁市介護福祉士養成奨学金貸付条例施行規則第15条に規定する異動があったので、同条の規定により届け出ます。

貸付決定番号	第 号	
貸付けを受けた期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
貸付決定金額	円	
異動事由	記事	理由
卒業	年 月 日	
介護福祉士登録	年 月 日	
休学・復学	年 月 日	
退学・停学・その他の処分( )	年 月 日	
進学・原級留置(留年)	年 月 日	
転学	年 月 日	
	転学前校名( )	
	転学後校名( )	
死亡	年 月 日	
その他重要な事項		

様式第 10 号(第 16 条関係)

現住所届

奨学生であった者

住所

氏名

高梁市介護福祉士養成奨学金貸付条例施行規則第16条の規定により届け出ます。

現在の状況 (該当する方へ○印)	奨学金を返還している 奨学金の返還猶予を受けている
貸付決定番号	第 号
貸付けを受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸付決定金額	円
本籍地	
借用証書に記載した住所	
年4月1日の現住所	
本年中の住所移転の予定の有無	有 無
備 考	

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条・第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第9条・第10条関係)

様式第7号 (第11条関係)

様式第8号 (第12条関係)

様式第9号 (第15条関係)

様式第10号 (第16条関係)